# 市民税・県民税の申告は3月15日(水)までに

所得税(国税)の確定申告については、2月号広報に掲載予定です

問税務課 ☎ 56-0608



平成29年度市民税・県民税は、平成29年1月1日に長久手市に住所がある人に対して、平成28年中の所得をもとに課税されます。

下のフローチャートは申告が必要かどうかを目安として調べるものです。必要な人は期限までに申告をお願いします。

いいえ

はい

## スタート

はい・いいえの矢印に沿って進んでください

29年1月1日現在、本市に 居住していた 本市に市・県民税の申告は 不要です

28年中に収入があった(障害・遺族年金、雇用保険の給付金などを除く)

1月1日現在、居住していた 市区町村へ確認を

などを除く) いいえ

はい

確定申告、市・県民税の申告 は不要です

### 次のいずれかに該当した

- 1事業・不動産収入があった 2譲渡所得があった
- 3給与の年収が2,000万円 を超えた
- 4主な給与以外の給与収入やその他所得などがあった
- 5雑所得などがあった(公的年金等の収入合計が400万円超や個人年金を受けていたなど)
- 6生命保険の満期返戻金な ど上記に当てはまらない 所得があった

いいえ

28年中、給与所得者(サラリーマンやパート)だった

はい

#### 次のいずれかに該当した

1医療費の支払いが一額 以上だった

2住宅ローン等でマイホームを新築、購入、増改築した

3退職などにより、年末調整が済んでいない

4災害などに遭った

いいえ

勤務先から本市に給与支 払報告書が提出されてい る(提出の有無は勤務先に 確認を)

いいえ

市・県民税の申告が 必要です

### 所得税の確定申告が 必要です

確定申告をすれば、市・県 民税の申告は不要です ただし、4の場合は、その他 所得等が20万円以下のと きには、市・県民税の申告 のみ必要です

#### 確定申告、市・県民税の 申告は不要です

ただし、年金所得者で医療 費控除などの適用を受け る場合は、所得税の確定 申告か市・県民税の申告 が必要です

所得税の確定申告をすれば、所得税が戻ることがあります。確定申告をした場合、市・県民税の申告は不要です

確定申告、市・県民税の申告 は不要です

だけくはお問い 合わせください

はい



# 今年の申告会場(2月16日~3月15日)は 西庁舎からJAあいち尾東長久手支店2階 研修室に変更になります。(お車は市役所駐車場へ)



# 所得がなかった人でも、 次に該当する人は申告の必要があります。

- ·国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の算定 に必要と思われる人
- ・国民年金保険料の免除申請をする人
- ・障害者自立支援法の福祉サービス、自立支援医療(精神通院・ 更生)の受給が必要な人
- ・児童扶養手当、県遺児手当の受給を受ける人
- ・各種健康診査の負担金の減免を受ける人
- ・公営住宅、就学援助などの申請をする人
- ・平成29年度(平成28年分)の所得証明書や非課税証明書が 必要な人

# 申告に必要な持ち物

- ・①マイナンバーの通知書もしくはマイナンバー記載のある住 民票の写しと運転免許証など本人確認ができるもの
- ・②マイナンバーカード(①、②のいずれか)
- ·印鑑(認印可)
- ・源泉徴収票など平成28年中所得がわかるもの
- ・生命保険、地震保険、旧長期損害保険の支払証明書(保険会社から発行された証明書)
- ・医療費、社会保険料などの領収書
- ・医療費を補填する金額の分かるもの
- ・配偶者特別控除を受けようとする人は、配偶者の収入がわかるもの
- ・営業等の事業所得や不動産所得などの申告をする人は、収入、経費の明細書
- ・障がいの程度がわかるもの(障害者手帳等)
- ・国民年金保険料の支払いをしたことの証明書
- ・寄附先から発行された証明書等

期間中、駐車場が大変混雑します。公共交通機関などをご利用ください。